

## ⑤ 事業主懇談会

センターの事業に対する理解と協力を要請するとともに、求人活動の円滑化を図るため、1962（S37）年より事業主懇談会を開催している。（資料②-5）

開催にあたっては、大阪労働基準局、雇用促進事業団、大阪府労働部、あいりん労働公共職業安定所、玉出社会保険事務所、西成警察署防犯コーナーなど関係機関の協力を得ている。

事業主からよく出される問題は、「アプレ手当があるため、労働者が定着しない」「中途退職者が多い」「健康診断をやってほしい」などである。以前求人が少ないときには、現金求人の求人車へムリヤリ乗り込まれるという相談もあったが、最近では、同一事業所に長く働いている労働者の雇用保険の取扱い、外国人労働者の問題が出されている。

## ⑥ その他一般指導等について

求人事業所に対し、求人受付に際し労働条件内容の改善指導、労働者からの苦情に基づく改善指導、就労時に起こったトラブル解決などにあたってきた。

## 2. 労働災害に関する相談と休業補償給付の立替貸付事業

### (1) 労働災害の相談

地区日雇労働者は就労先のほとんどが「3K」と云われ災害頻度の高い建設現場であることと、日雇という雇用形態で短期間に現場や仕事が変わるため仕事に習熟する間がないので労働災害にあうことが多い。

労災にあうとたちまち収入が途絶えて生活に困るケースも多い。このような地区日雇労働者のおかれている状況は、30年来基本的に変わっていない。

被災し、センターの窓口を訪れた労働者の主とした相談の内容は「必要な医療措置と生活の維持補償が為されていない」ことによる訴えであり、要求であり、これに尽きる。

これらの相談は表にみられるように、センター開設時より年々増加し、初期にあつては全労働相談数の50～60%を占めるほど労働者の要求は高く、センターへの期待が高かったことを物語っている。この「要求」と「期待」が後述するセンタ

一の立替貸付制度の確立と労災課の設置へと発展し、地区の日雇労働者の生活を守る重要な柱として定着し、今日に至っている。

## (2) 休業補償の立替貸付

休業期間中の生活補償として、労災保険による休業補償給付があるが、これは「後払い」制度であり、また請求より給付まで日数がかかることから、蓄えも少ないこの地区の日雇労働者の生活を維持する制度としては不向きである。

休業補償の立替貸付制度はここから生れた。

### ① 1962(S37)～1973(S48)(初期の立替貸付)

当時、港湾においては既にほとんどの事業所が休業補償を行なっていたが、建設業等では、立替資金の問題や貸付金を保険給付より回収することの手間の煩わしさ、「日雇」という労使関係の薄さ等により、これに応じてくれる事業所は稀であった。

センターに来所する被災労働者の窮状をみかね、職員がポケットマネーを貸付けたり、事業費をやりくりして貸し付ける方法がとられていたが、これでは到底対応しきれなくなり、徐々に組織的な業務へと進んでいった。(港湾は事業所で立替貸付を行なっていたが労働者の便宜上、一部はセンターで代理立替を行なうようになった。)

ただ、休業補償の立替貸付事業は、全国にも例がなく事前の検討や準備を経てのものでなかったため、事業のシステム化や件数、金額とも未知数であった。

従って、それを維持していくために次のような多くの問題点を抱えての思考錯誤の状態であった。

#### 《財政面》

立替貸付資金は1966(S41)年度をかわきりに、立替貸付事業について府の理解を得ながら、年々増額してきたが、1974(S49)年立替貸付資金が確立されるまでの間、その日の立替金に窮することも稀でなく、他の事業費をも圧迫したりした。

#### 《債権管理》

立替システムや債権管理など基本的なことについての処理基準が未整備であった。

### 《立替貸付金の回収》

1968（S43）年末までは、府下の労働基準監督署管轄で立替貸付した休業補償が支払われる時には労働者と職員と一緒に受領に行き、立替貸付金を返済してもらうという手順のかる方法であった。

これも、件数が年々増加するに伴い、1969（S44）年3月から大阪労働基準局、府下の各労働基準監督署の協力によって「休業補償の受任者払い」の承認がされ、立替貸付業務が円滑に進んだ。

この「受任者払い」は、現在では17都府県58労働基準監督署の協力を得ている。

### 《休業補償》

「日々雇い入れられる者」の休業補償日額は、1974（S49）年の改正までは賃金の43.8%（改正で58.4%）であった。それでなくとも低賃金のなかでは、かなり生活上の我慢を強いることになり、これに係わる多くの相談が持ち込まれた。

#### ② 1974（S49）年～（現在の立替貸付へ）

1974（S49）年には、組織改正を実施し、

ア. 業務、管理二係による労災課の新設。

イ. 「立替貸付業務取扱規程」・「債権管理事務取扱規則」の制定。

ウ. 立替貸付資金の確立。

こうして、立替貸付事業は、今日みられるように整備されたシステムと安定した運営の基盤を得たのである。

#### (3) 債権管理

組織改正において管理係が設置されたことにより、これまで不備であった債権管理が整備されていくことになった。

債権管理は、貸付事業を円滑に行なっていく上での前提である。

個人別および全体の債権の増減、回収状況の把握は、貸付資金を回転させる上での鍵となるため、経理係と連携して債権・資金管理に努めている。

### 3. 福利厚生事業

設立以来、センターの事業は、社会情勢や労働者のおかれている実態に応じながら設定されてきた。福利厚生事業としてセンター設立時は、医療、生活相談と援助、年末年始の宿泊対策、年末友の会（貯金）等の事業を重点に出発した。

その後新たに実施された事業も含め、主な事業の概略と経緯は次のとおりである。

#### (1) 生活・医療・身上相談と援助事業

##### ① 生活相談と援助

仕事にアブレたり、働いた賃金を受けられなかったり、労災手続きが遅れたり、その他の事情によって、その日の宿泊に困っている労働者に、宿泊と食事の提供を大阪自彊館に依頼している。また、上記の理由等による宿泊費や食費、事業所等への交通費が不足している者に少額の金銭的援助を設立時より行なってきた。

##### ② 医療相談

設立当初、家庭薬（胃腸薬）の投与と共にセンター内に医務室を置き、週2回の医師の来所、看護婦の常駐という体制で軽治療は医務室で行ない、療養を要するものは今宮診療所に紹介した。

1970（S45）年あいりん総合センターへ移転後は、今日まで胃腸薬の投与、消毒程度の治療はセンター窓口で行ない、医師による治療を要する者は大阪社会医療センターへ紹介している。

##### ③ 家庭・身上相談

これは種々雑多な相談が持ち込まれてきて、この地域の特色を表わし、また小さなニーズといえど取り上げてきたセンターの特色を表わすものといえる。すなわち、「尋ね人」親兄弟の遠方より来所、手紙、電話等での依頼。

「住民票・戸籍抄本・関係書類の取り寄せ相談」各種保険の手続き上必要なため。「郵便物の受渡し」居所の一定しない労働者の来信物の取次。

「電話貸付」特徴的なことは、求人減の時期における求人自己開拓のための貸付が多いことである。「公団入居のための所得証明の発行」「恩給その他社会保険についての問合せ」「入院時の洗面具、身の回り品等の支給」「針と糸の借用依頼」にいたるまで多岐にわたっている。

## (2) 健康・失業（雇用）保険加入援助促進事業

社会保険から疎外されていた地区労働者に加入の勧奨と条件整備が1964（S39）年より始められた。取得条件の一つである「住民票」等の提出については、当時あっては地区労働者に求めるのは困難視された問題であったが、職業安定所（西成労働出張所）と社会保険事務所（玉出）の理解と協力を得てセンターの所在地を連絡場所とし、日雇健康保険・失業保険の申請の住所に認めてもらうことにより解決した。そして労働者の便宜上からセンター窓口で代理交付した。しかし、両保険の加入は伸び悩みがみられた。その原因は、就労先のほとんどが保険未加入の零細企業であるため、給付を受ける要件としての2カ月間に28枚の印紙貼付が難しいことであった。

1970（S45）年、あいりん総合センターに「あいりん労働公共職業安定所」が開設され失業保険を取扱うことになり、失業保険に係わるセンターの役割を終えた。上記の印紙貼付の障害も「就労申告書」の導入という現実的な対応により一気に解決し、加入が飛躍的に伸びることとなる。

健康保険の取扱いは、引き続きセンターで行なわれたが、失業保険において「就労申告書」が導入されたことと併行して、就労が確認されれば保険未加入事業所であっても良いと云う特例措置が地区労働者に限って行なわれたことにより、健康保険の加入も飛躍的に伸び、センターの他の事業を圧迫し、センターの「役割」の域を超えるようになった。1978（S53）年6月より、この事業はセンターの施設内に健康保険専用窓口を設け、社会保険関係職員で行なわれるようになった。

## (3) 越年対策事業

青カン（野宿）で越年する労働者をなくすため、センター設立年には応急策としてテントを張ることに始まり、翌年より救世軍の施設等に宿泊依頼した。その後、大阪市による越年対策が取り組まれる中で、その役目を終える。

また、越年対策の一つとして11月より年末まで、奨励金付き積立貯金（年末友の会）を奨励した。これは自助と計画性を促す意味もあった。1962（S37）年末より始め、1969（S44）年度には440名の参加を得たが、その約 $\frac{2}{3}$ が事業主旨に添わず、単なる奨励金目当てであることが明らかになり、あいりん総合センターへの移転を機に廃止した。

(4) 娯楽事業

「演芸の夕べ」を、1966（S41）年9月に第1回目を開催したところ好評であったため1967（S42）年には3回を、1968（S43）年には春秋2回をいずれも2,500名を越える労働者が集まる中で行なったが、1969（S44）年の春開催時、何者かによってビルから空きビンが演芸中の舞台に投げられ一時混乱した。同年秋の催しは出演者に出場を断られ、開催を断念した。

1981（S56）年、「たそがれコンサート」の名で大阪府音楽団の協力で再開し、1990（H2）年からは府立淀川工業高校吹奏楽部の協力を得て今日に至っている。

また、「ぶらぶらツアー」という名で近郊の名所などへ花見等を参加者を募って1988（S63）年度より年1回行なっている。

さらに、1981（S56）年度より年1回「将棋愛好者の集い」を行なっている。1992（H4）年度は、プロの森信雄5段の協力を得て6面打ちもあり盛況であった。

(5) 広報事業

1978（S53）年より月1回（現在は2回）情報の提供を主とした広報紙「センターだより」を2,000～2,500部発行し、今日192号を数えている。

さらに、労働生活上知っておくと役に立つ事項を載せた「労働者便利帳」（出面表付き）を1980（S55）年6月より、年2,000～5,000部を発行している。

(6) 技能免許取得の援助

大阪溶接協会の協力で「玉掛け」「溶接」「クレーン」などの協会主催の講習会の案内と申し込みの援助を1984（S59）年より行なっている。

また、免許証・技能修了証の紛失等に伴う再発行の手続きの援助も行なっている。

(7) 日雇労働者福利厚生措置事業

地区日雇労働者の福祉の増進を図るため、1971（S46）年夏期から雇用（失業）保険手帳所持者を対象に支給されることとなった。労働者にはソーメン代モチ代の名で呼ばれ毎年夏期、冬期の2回支給されている。

## 福利厚生事業取扱の変遷

		36~39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H 1	2	3
健康医療相談	外傷手当	→																											
	疾病手当	→																											
	医療紹介	→																											
	救急車パトカー	→																											
	健康相談	→																											
	健康診断	→ 41.3 まで 傷病見舞金品の支給 42.11 から																											
生活相談援助	生活援助金貸与	→																											
	たすね人	→																											
	電話貸付	→																											
	来信物取扱	→																											
	寄贈衣料の支給	→ 38.11 から																											
	越年無料宿泊	→ 短泊紹介自強館に委託 42.7 から																											
福利・厚生・その他	短泊紹介	→ 52.10 から																											
	住民票など取寄援助	→																											
	無料理髪	→ 理髪学校よりのボランティア中止																											
	年末友の会	→ 趣旨に添わない会員増のため廃止																											
	演芸の夕べ	→ 舞台へ空ピンを投げられ以後中止 46夏より たそがれコンサート 56.8																											
		→ ソーメン代・モチ代支給																											
		→ シャワー室無料解放 50.8																											
		→ センター便り発行 53.1																											
		→ 将棋愛好者のつどい 56.3																											
		→ 技能講習情報紹介と修了証などの再発行申請援助 59.1																											
保険取扱	日雇健保取扱	→ 53.6 センター内に社会保険事務所開設																											
	日雇雇用保険	→ 45.10 あいりん職安開所																											
		→ プラブラツター 63.10																											
		→ 便利帳発行 55.6																											
		→ 公団単身者入居案内援助 H2.9																											

昭和36. 9. 1 大阪府労働部西成分室 開設  
 昭和37. 10. 1 (財)西成労働福祉センター 発足